

# 「消費者トラブル防止啓発標語」を募集します！

町内在住、在勤、在学の方から「消費者トラブル防止」をテーマとした「啓発標語」を募集します。入賞された方には記念品を贈呈するほか、優れた作品は各種消費者啓発事業に活用させていただきます。

あなたの一言が、誰かを守る力になる！ 身近な消費者トラブルや、だまされないための工夫を「標語」にしてみませんか！



あいうえおかきくけこ さしすせそたちつてと なにぬねのはひふへほ

## 募集テーマ 「みんなでなくそう、消費者トラブル」

### <消費者トラブルの例>

- \*通信販売:「お試し価格で申し込んだら定期購入のため解約できない」「オンラインショッピングに申し込んだら、偽サイトだった」「不良品が送られてきた」
- \*架空請求等:「電話、メール、SNSなどで身に覚えのない請求がきた」「警察官を騙る者から電話があり、クレジットカード情報を教えてしまった。」
- \*副業・投資詐欺:「必ず、簡単に儲かるという広告を見て、多額な金額を振り込んでしまった」
- \*その他:マルチ商法、訪問販売、訪問購入、不用品買い取り、レスキューサービス(水回り、鍵修理など)、美容エステなどのトラブル

### <標語の例>

- ・ちょっとまで その広告 大丈夫!?! →通信販売の広告の注意喚起
- ・副業詐欺 うまい話に 落とし穴あり →副業詐欺への注意喚起
- ・無料点検 最終的に 高額請求 →点検商法等への注意喚起



**応募できる方** 豊能町内に在住、在勤、在学されている方

**応募期間** 令和8年8月3日(月)から10月30日(金)まで

**応募方法** ★応募はひとり2作品までです。

- ① 次の記載事項を所定の応募用紙(任意の用紙でもかまいません。)、はがき又はメールの本文に記入してください。

\*氏名・ふりがな      \*ペンネーム(任意、注①)      \*住所・郵便番号      \*電話番号

\*学校名(在学の場合)      \*勤務先名(在勤の場合)      \*年齢      \*標語

【注①】実名の公表を希望されない方は、必ず記入してください。

【注②】いただいた個人情報は、本事業にかかる目的以外には使用いたしません。

消費者トラブルあれこれ  
こちらを参考にしてください



消費者トラブル事案(国民生活センター)

豊能町消費生活相談 HP

② 次のいずれかの方法により提出してください。

A:「消費者トラブル防止啓発標語 投函ボックス」に投函する。

◆投函ボックス設置場所

\* 役場 1 階住民人権課 \* 吉川支所 \* 保健福祉センター \* 図書館 \* 中央公民館 \* 西公民館

B:郵送する 郵送先:〒563-0292 豊能町余野414番地の1  
(はがきや封筒) 豊能町役場住民人権課「消費者トラブル防止啓発標語募集係」

C:メールする メールアドレス:shouhi@town.toyono.osaka.jp

D:ファックスする ファックス番号 739-1980

※C、Dの方は、このチラシをメール又はファックスしてください(応募用紙を切り取らなくても結構です。)

## 🏆 入賞作品について

応募作品を選考し、入賞作品の作者には記念品(クオカード等)を贈呈します。

金賞	1名	10,000円
銀賞	2名	5,000円
銅賞	3名	3,000円
入選	相当数	1,000円



選考結果については、令和9年2月頃をめどに、豊能町ホームページで公表します。

また、入賞作品は豊能町ホームページで公開するほか、消費者トラブル防止啓発事業(啓発チラシへの掲載など)に使用させていただきます(入賞されなかった作品も使用する場合があります。)

消費者トラブル防止啓発標語 応募用紙 提出日:令和8年 月 日

氏名		ふりがな	
ペンネーム		年齢	
郵便番号		電話番号	
住所			
学校又は勤務先名			
標語1			
標語2			

※ペンネームは任意です。実名の公表を希望されない方は、必ず記入してください。

※学校又は勤務先名は、町内在勤、在学の方のみ記入してください。

【問合せ先】 豊能町生活福祉部住民人権課 消費生活コーナー  
電話 739-3402 ファックス 739-1980